

国交省

「歩切りは違法」再度周知

近々 実態調査 個別発注者名公表も

に向けた検討を促す。
 来年4月から施工体制
 台帳の作成・提出義務が
 すべての公共工事に拡大
 することから、粗雑工事
 の誘発を生じるおそれ
 ある場合の適正な施工を
 確保するのに活用するよ
 う求めた。
 低入札価格調査基準価
 格や予定価格の事前公表
 は、建設業者の真の技術
 力・経営力による競争を
 損ねる可能性があるとし
 て取りやめるよう要請。
 入札前に関係職員から予
 定価格や基準価格を聞き
 出す不正行為を抑止する
 ため、予定価格の作成時
 期を入札書の提出後とす
 るなど、国交省が直轄工
 事で実施する手法を参考
 に発注者の談合関与を徹
 底排除することも要請し

国土交通省は、公共工事入札契約適正化法（入契法）に基づき発注者
 が講じる措置を整理し、各都府県には財務省、都道府県や政令市には総務
 省と、各大臣連名の要請文書を22日付で出した。適正な予定価格の設定
 を巡り、設計金額の一部を控除する「歩切り」が違法行為に当たること
 をあらためて周知。総務省と連携し近く自治体向けの実態調査に入り、
 その結果を踏まえた聴取を経て、必要に応じた個別発注者名の公表など
 による改善を促す。

- 公共工事入札契約適正化の
 推進に関する要請項目
- I. 緊急に措置に努めるべき事項
 - ▽適正な予定価格の設定
 - ▽ダンピング対策の強化
 - ▽適切な契約変更の実施等
 - ▽社会保険等未加入業者の排除
 - ▽施工体制の把握の徹底
 - II. 継続的に措置に努めるべき事項
 - ▽一般競争入札、総合評価落札方式、地域維持型契約方式の適切な活用
 - ▽低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し
 - ▽談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底
 - ▽不良・不適格業者の排除
 - ▽発注者としての体制の補完
 - III. 情報の公表を行わなければならない事項
 - ▽発注見通し、入札・契約の過程、契約内容
 - IV. その他公共工事の入札および契約に関する留意事項
 - ▽公共工事の円滑な施工確保
 - ▽発注者の責務（I以外）

要請文書は、先の国会で改正した入契法の適正化指針、公共工物品確保促進法（公共工物品確法）の基本方針が9月30日に閣議決定したことを踏まえて発出。▽緊急に措置に努めるべき事項▽継続的に措置に努めるべき事項▽情報の公表を行わなければならない事項▽その他公共工事の入札および契約に関する留意事項の4項目に整理した。
 歩切りは公共工物品確法の規定に違反し、建設業の健全な発達も阻害するとして、「厳に行わな

いことと明記。実態調査では、歩切りを行っているか否かを聞いた上で、「プログラム係数を乗じる」「端数を調整する」といった具体的な控除のやり方も回答してもらう。
 調査を踏まえ、この程度の設計金額を控除している違法性が認められるかを見定め、改善措置を講じていく。
 ダンピング対策は、その防止に有効な低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入の有無を、入契法に基づく実施状況調査で把握。未導入の機

適正な施工確保のための計画的な発注や適正な入札や、同種工事の不調・不発が発生しているような場合、入札参加者から見積もりを徴収して積算を行うことなど適正な予定価格の設定も要請。
 取り組むよう求めた。

国交・総務省 自治体に緊急要請

歩切り根絶へ実態調査

低入調査・最低制限の導入促す

入札契約適正化

国土交通、総務両省は9月30日に閣議決定された改正入札契約適正化指針に基づき、適正な予定価格の設定やダンピング対策の強化などを早急に求めるとした大臣要請通知を都道府県・政令市に発出した。都道府県を通じ、市区町村への周知徹底を図る。設計書金額を一部控除する「歩切り」は、改正公共工品質確保促進法（品質法）違反に当たると明文化。根絶に向け、具体的な例を示しながら、実態調査に乗りだすことも記した。ダンピング排除のため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を未導入の自治体には、早急な導入検討を促す。

関連2面

入札・契約適正化の推進に関する要請通知のポイント

- 〈緊急の措置に努めるべき事項〉
 - ◆適正な予定価格の設定
 - ◆ダンピング対策の強化
 - ◆適切な契約変更の実施等
 - ◆社会保険等未加入業者の排除
 - ◆施工体制の把握の徹底
- 〈継続的に措置に努めるべき事項〉
 - ◆一般競争入札、総合評価落札方式、地域維持型契約方式の適切な活用
 - ◆低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し
 - ◆談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底
 - ◆不良・不適格業者の排除
 - ◆発注者としての体制の補完
- 〈情報の公表を行わなければならない事項〉
 - ◆発注見通し、入札・契約の過程、契約内容

22日付で出した要請通知に議決した改正品質法基本方針も踏まえた内容。同時に各自治体や特殊法人には国交、財務両省の連名で送付した。特に重要な取り組みとして、▽適正な予定価格の設定▽ダンピング対策の強化▽適切な契約変更の実施等▽社会保険等未加入業者の排除▽施工体制の把握徹底——という5つの柱を立て「緊急の措置に努めるべき事項」を整理した。

予定価格の設定に当たっては、労務や資材などの最新の実勢価格を反映させた積算を始め、歩切りを厳に行わないことを要請。「追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することで変更契約を円滑に行うため、あらかじめ設計書金額に相当程度の一定率を乗じて予定価格とする」という歩切りの具体例も記載した。

国交、総務両省は近く、すべての地方公共団体を対象に歩切りの実態調査に入る方針。疑わしい団体は個別に聴取を行い、必要に応じて発注者名の公表に踏み切る。

入札契約適正化法の改正で、新たに柱に追加されたダンピング防止については、応募者の入札金額内訳書の提出義務化と発注者による内容確認が、2015年4月1日に施行されることを周知。低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用徹底とともに、制度未導入の団体には早急な導入検討を促す。

国交省は現在、入札法に基づく実施状況調査の取りまとめ作業を進めており、その中で直近の低入札調査制度などの導入状況を把握する。未導入団体には、個別の動き掛けを視野に入れている。

契約変更に関しては、追加・変更工事が発生したにもかかわらず、書面による変更契約を行わないことや、帰責事由のない受注者に追加費用を

一方的に負担させる行為は、建設業法に違反する恐れがあるとした。

公共工事の元請けから社会保険未加入業者を排除するため、定期の競争参加資格審査を受け付けないなど必要な措置を求める。元請企業が未加入の下請企業と契約すること、下請けを含め、未加入対策も要請した。

改正入札法は、施工体制台帳の作成・提出を義務付ける金額要件を撤廃。15年4月1日からは下請契約の金額を問わず作成・提出が必要になる。発注者は台帳の点検などを通じ、元下全体の施工体制把握や適切な指導が求められる。